

各務原市ドローンボランティア実施要領

(令和3年3月16日決裁)

(目的)

第1条 この要領は、本市の業務においてドローンを活用したボランティア活動を行う意欲のある者を、ドローンボランティアとして登録することに関し必要な事項を定めるものとする。

(活動)

第2条 この要領における活動の内容は、次に掲げる項目とし、市からの依頼に基づいて行うものとする。

- (1) 広報、イベント等の空撮
- (2) 各種工事や調査等の着工前及び完成時の空撮
- (3) 公共施設や設備等の点検及び調査
- (4) 災害発生時における被害状況の確認（危険を伴わないものに限る）
- (5) その他業務補助

2 ドローンの飛行に際し、関係機関への許可申請手続きについては、ドローンボランティアが行うものとする。

(著作権)

第3条 撮影した写真及び動画の著作権は市に帰属し、市が発行する広報紙その他の冊子及び市ウェブサイト等に掲載できるものとする。

(守秘義務)

第4条 活動中知り得た秘密情報に関して、市の許可なく発表、公開、漏洩、利用しないこととする。

(登録機関)

第5条 ドローンボランティアの登録機関は、企画総務部企画政策課とする。

(登録方法)

第6条 ドローンボランティアとして登録する事項は、ドローンボランティア登録申込書（様式第1号）（以下「登録申込書」という）のとおりとする。

2 ドローンボランティアとして登録を希望する者は、登録申込書に必要事項を記入の上、登録機関に提出するものとする。

3 登録希望者は申し込みの際、本要領に同意したものとし、これを遵守するものとする。

(登録期間)

第7条 登録期間は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、年度途中で登録した者は、登録日から加入年度末までとする。また、市及びドローンボランティアより特に申し出がない場合、次年度以降は自動的に更新するものとする。

(登録の変更)

第8条 登録事項に変更があった場合、ドローンボランティアは速やかにドローンボラン

ティア登録変更届（様式第2号）を登録機関に提出するものとする。

（登録の取消）

第9条 登録の取消を希望する場合、ドローンボランティアは速やかにドローンボランティア登録取消届（様式第3号）を登録機関に提出するものとする。

2 前項に基づく届出のほか、ドローンボランティアが次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、市は登録を取り消すことができるものとする。

（1）ドローンボランティアが傷病や連絡不能、その他の理由により活動ができないと客観的に認められるとき。

（2）その他ドローンボランティアとして不適格と認められる事実が発生したとき。

（謝礼）

第10条 ドローンボランティアへの謝礼は支払わない。また、機材その他移動等に係る経費はドローンボランティアの負担とする。

（補償）

第11条 活動中にドローンボランティア自身が事故で被災した場合は、市が加入する「各務原市まちづくり活動補償制度」が適用対象となる。

2 活動中にドローンボランティアが第三者を事故で負傷させた場合は、市が加入する「全国市長会市民総合賠償保障保険」が適用対象となる。

3 市は、活動中の機材の破損及び故障等について、補償しないものとする。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

ドローンボランティア登録申込書

(宛先) 企画総務部企画政策課

ドローンボランティアとして登録したいので、各務原市ドローンボランティア実施要領に同意し、以下のとおり届け出ます。

申請日	年 月 日
氏名	フリガナ
	団体名（ ）（任意）
住所	〒 ー
連絡先	（電話番号） ー ー
	（FAX） ー ー
	（メールアドレス）

※お預かりした個人情報は、ドローンボランティア以外の目的で使用することはありません。

様式第2号（第8条関係）

ドローンボランティア登録変更届

(宛先) 企画総務部企画政策課

登録した内容に変更が生じたので、以下のとおり届け出ます。

申請日	年 月 日
氏名	フリガナ
	団体名（ ）（任意）
住所	〒
連絡先	（電話番号）
	（FAX）
	（メールアドレス）

※お預かりした個人情報は、ドローンボランティア以外の目的で使用することはありません。

様式第 3 号（第 9 条関係）

ドローンボランティア登録取消届

（宛先）企画総務部企画政策課

ドローンボランティアの登録を取り消したいので、以下のとおり届け出ます。

申請日	年 月 日
氏名	フリガナ

※届出者が代理人の場合は、以下も記載してください。

代理人氏名	フリガナ
本人との関係	
代理人住所	〒 —
代理人連絡先	(電話番号) — —